

雇用の維持・確保に努めたい（１）

被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます。（平成23年5月2日以降の雇入れに限ります。）

特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）

東日本大震災による被災離職者および被災地求職者を、ハローワーク等※1の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る）に対して、助成金を支給します。

○対象労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方※2であって、以下の1または2のいずれかに該当する方。

- 被災離職者（以下の①から③のいずれにも該当する方）
 - 東日本大震災発生時に被災地域※3で就業していた方
 - 震災により離職を余儀なくされた方
 - ②の離職後、安定した職業についたことのない方※4
- 被災地求職者（以下の①に該当する方）
 - 震災後、安定した職業についたことがない方※4

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者および無料船員職業紹介事業者

※2 震災により警戒区域等外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除きます。

※3 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）。

※4 「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

○支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

対象労働者の 一週間の所定労働時間	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	60(50)万円	1年	30(25)万円 × 2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	40(30)万円	1年	20(15)万円 × 2期

さらに、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主に
つき1回、助成金の上乗せとして60万円（中小企業以外の企業は50万円）が支給されま
す。

また、令和4年4月1日以降に雇い入れた方で、本人がデジタル・グリーン分野及びこ
れに関連する分野に従事する場合には、同助成金の「成長分野人材確保・育成コース」に
該当し、より高額な助成を受けられます。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がありますの
で詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先・相談窓口

宮城労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター 電話 022-299-8063
〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎2階

又は各ハローワーク（公共職業安定所）